

津山市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市が発注する建設工事又は委託業務を電子入札により行う場合の手続及びこれを実施する場合の事務取扱について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 建設工事等 建設工事及び委託業務をいう。
- (2) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札等の事務手続きをコンピュータとインターネットを利用して処理するシステムをいう。
- (3) 電子案件 電子入札システムを使用して入開札手続きを行う案件をいう。
- (4) 電子入札 電子入札システムを使用した入開札手続きをいう。
- (5) 書面入札 電子案件において、電子入札システムを使用しないで行う入開札手続きをいう。
- (6) 利用登録者 電子入札システムを利用するために、ICカードによりあらかじめ電子入札システムに利用者として登録されている者をいう。
- (7) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(電子入札の原則)

第3条 電子入札の対象は、前条第1項の(1)に規定する建設工事等をいう。

- 2 利用登録者が電子案件に参加するときは、電子入札をしなければならない。
- 3 電子案件に参加できる者は、利用登録者に限る。

(書類の提出等)

第4条 入札参加申請書や内訳書等、入札参加者が当該電子入札のために提出すべき書類の提出は、ICカードを使用して、電子入札システムにより行う。ただし、次の場合は契約担当者の承諾を得た上で持参により提出することができる。

- (1) ファイルのデータ容量が2メガバイトを超えるもの

(2) コンピュータウイルスに感染したおそれがあるもの

(3) その他、契約担当者が必要と認めたもの

2 電子入札システムにより書類を提出する場合、押印を省略することができる。

3 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

4 入札参加者は、市長から書面による資料等の提出を求められたときは、入札の公告で指定した日時までに契約監理室へ提出しなければならない。

(案件等の登録)

第5条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、あらかじめ、電子入札システムにより電子入札に必要な事項の登録を行うものとする。

1 登録等の手続の日時

次に掲げる事項を除き、書面入札の手続に準じて行うものとする。

2 登録内容の公開と内容変更

(1) 開札及び見積設計書開封予定日時は、市長等が別に定める日時とする。

(2) 入札の受付については、原則として開札日とその前日及び前々日の3日間をもって行うこととし、入札受付開始は開札日の前々日の午前9時、入札受付締切は開札日の開札予定時刻の5分前とする。ただし、開札日の前日又は前々日が津山市の休日を定める条例（平成元年津山市条例第28号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、この限りでない。

また、この間において、午後9時から午前8時の間は、電子入札システム保守のため、これを起動することができない。

(一般競争入札に関する事項)

第6条 一般競争入札を電子入札で行う場合は、必要事項を公告しなければならない。

2 参加資格者は、関係書類を別に定める形式の電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には書面により提出する。

(1) 電子ファイルの容量が2MBを超えるとき

(2) 施工実績証明書その他性質上電子ファイルに適さない書類を提出するとき

(3) 特段の定めがあるとき

上記の書面で提出する資料は、郵送（市長等が認めた場合に限る。）又は窓口を持参するこ

とにより、電子入札システムでの書類の提出期限までに到着しなければならない。

- 3 書面で提出された書類について受付票の発行を求められたときは、提出書類に受付印を押印したものの写しを受付票として発行するものとする。このときに、開封できない書類の受付票を求められたときは、参加資格者が別に作成した提出書類の内容を記載した書類に受付印を押印した後に、当該書類を受付票として発行するものとする。
- 4 津山市建設工事一般競争入札実施要綱（平成 11 年津山市告示第 89 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、対象工事の入札設計書、仕様書、図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）の交付は、原則として電子入札システムを使用した電子データの提供のみとし、その他の方法による交付は行わない。
- 5 入札に参加を希望する者は、入札受付開始日以前の市長が別に定める日時までに電子入札システムにおいて参加の表明を行わなければならない。参加表明を行わなかった者については、当該入札への参加資格を失う。
- 6 市長は、前項の規定により参加表明を行った者の当該入札への参加資格について審査し、入札参加資格がない者については、当人に資格がない旨通知し、失格とする。

（指名競争入札）

第 7 条 指名競争入札を電子入札で行う場合は、必要事項を電子入札システムによりその参加資格者に送付しなければならない。

- 2 設計図書の交付は、電子入札システムを使用した電子データの提供のみとし、その他の方法による交付は行わない。

（低入札に係る見積設計書（内訳書））

第 8 条 低入札の場合の見積設計書（内訳書）は、低入札調査価格制度の取扱い要領又は高落札率入札調査制度の取扱い要領により作成しなければならない。また、その提出方法等については、別に定めるところによる。

（入札書の提出）

第 9 条 入札書の提出は、ICカードを使用して、電子入札システムにより行う。

- 2 共同企業体が入札を行う場合は、当該共同企業体を代表する構成員の ICカードを使用して入札を行うものとする。この場合において、提出された入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。

（入札執行回数）

第10条 入札執行回数は1回を限度とする。

(入札の辞退等)

第11条 入札の辞退及び入札参加確認申請の取下げは、入札書提出締切予定日時までに電子入札システムにより届け出るものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、契約担当者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

2 入札書提出締切予定日時までに前項の届出がなく、かつ、入札書が提出されていない場合は、入札を棄権したものとみなす。

3 電子入札で同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、当該入札開札日前日の執務時間中までに落札可能届を提出しなければならない。開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札可能件数の落札候補者又は落札者となった場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。

4 電子入札をした者は、入札書を提出した後に当該入札への参加条件の欠如その他契約の相手方となることができない事由が生じたときは、開札日の午前9時までにその旨を書面により届け出なければならない。この場合において、その理由が正当と認められる場合は、既に提出された入札書を無効とする。

(開札)

第12条 電子入札の開札を行うときは、当該電子入札に携わらない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせるものとする。また、当該電子入札の参加資格者から希望がある場合は、開札会場の制約の範囲内で、開札への傍聴を認めるものとする。

2 開札を延期する場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

3 開札を中止する場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

4 最低制限率の決定は、電子くじの下2桁を用いた別途定める算式により決定するものとする。

5 応札者の全てが最低制限価格を下回り失格となった場合は、別途指定する期日に立会い可能な応札者立会いの下、くじ棒により最低制限率の再抽選を行い、落札者又は落札候補者を決

定するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第13条 契約担当者は、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を決定するものとする。

(入札の無効等)

第14条 入札者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 入札に際し不正の行為があったとき。

(2) ICカードを不正に使用したとき。

(3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。

(4) 電子入札システムにより認定認証事業者が発行したICカードを有していない者が入札をしたとき。

(5) 総合評価落札方式において、技術資料等の提出がなかった場合又は技術資料等に虚偽の記載があったとき。

2 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用が判明した場合は、当該電子案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わないものとする。契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。なお、電子入札者がICカードを不正に使用した場合には、指名停止要綱により適正な措置を講じる。

(特定建設工事共同企業体に関する取扱い)

第15条 津山市建設工事共同請負制度事務処理要綱(平成6年津山市告示第26号(以下「事務処理要綱」という。))に定める特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)が電子入札を行なう場合は、事務処理要綱第10条の規定にかかわらず、共同企業体の代表者のICカードを使用し諸手続を行うものとする。

(入札結果の通知)

第16条 市長は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、入札した者に対し入札結果を通知するものとする。

(責任範囲等)

第17条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札参加者が送信した当該手続に関

する情報が電子入札システムに登録された時点で提出されたものとみなす。

2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続を行わなければならないものとする。

3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(システム障害等について)

第18条 契約担当者は、その利用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の者に必要な事項を連絡するものとする。

(1) 一般競争入札の場合 入札参加希望書又は入札書を提出している者

(2) 指名競争入札の場合 当該契約担当者が指名通知を行った者

(3) 随意契約の場合 当該契約担当者が交渉を行った者

2 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション(ソフト)を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加希望書や入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行なうものとする。なお、提出された入札参加希望書や入札書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、契約担当者は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする

(準用)

第19条 電子入札システムを使用した随意契約による手続については、指名競争入札に準じて行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

改正 平成21年 7月 1日

改正 平成22年 7月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成29年 2月15日

改正 平成30年 4月 1日